物流政策アドバイザリー会議設置要綱

(名称)

第1条 本会議は、「物流政策アドバイザリー会議」(以下「アドバイザリー会議」という。)と称する。

(目的)

第2条 アドバイザリー会議は、物流を取り巻く現状と課題を的確に把握し、物流政策を推進する ため、国土交通省と学識経験者、物流事業関係者、荷主企業関係者等とが、物流を取り巻く現状 と課題について問題意識の共有及び対応方策の検討を行い、物流政策の企画立案に反映すること を目的とする。

(構成)

- 第3条 アドバイザリー会議には、学識経験者等の常任アドバイザーに加えて、その時々の検討課題に応じて、実務に精通した事業者等が専門アドバイザーとして参加する。
- 2 常任アドバイザー及び専門アドバイザーは、有識者の中から、国土交通省大臣官房物流審議官 が委嘱する。
- 3 常任アドバイザーの任期は、2年とする。ただし、補欠の者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 専門アドバイザーは、その者の委嘱に係る検討課題の検討が終了したときは、解任されるものとする。

(座長及び顧問)

- 第4条 アドバイザリー会議には座長及び顧問を置く。
- 2 座長は、アドバイザリー会議の会務を処理し、アドバイザリー会議を代表する。
- 3 座長に事故のあるときは、あらかじめその指名する常任アドバイザーが、その職務を代理する。
- 4 顧問は、アドバイザリー会議の運営に関して、適宜助言することができる。

(会議)

- 第5条 座長は、アドバイザリー会議の議事を整理する。
- 2 座長は、必要があると認めるときは、常任アドバイザー及び専門アドバイザー以外の者に対し、 アドバイザリー会議に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

(庶務)

第6条 アドバイザリー会議の庶務は、国土交通省総合政策局物流政策課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、アドバイザリー会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附則

この要綱は、平成26年3月3日から施行する。